

交野市都市計画マスタープラン改定支援業務委託についての質問に対し以下のとおり回答します。

質疑1	企画提案書の内容の要約やフロー図として表現し直したものは、「追加の内容を含まない説明資料」に該当しますか。	回答1	企画提案書に記載されている内容であれば要約やフロー図として表現し直したものは、「追加の内容を含まない説明資料」に該当します。
質疑2	「総合計画基本構想の見直しに係るアンケート調査」の実施予定時期をご教示ください。	回答2	令和3年度に概ね8月以降の実施を想定しています。
質疑3	市民意向の把握の手段として、「総合計画基本構想の見直しに係るアンケート調査」以外に想定されているものがあればご教示ください。	回答3	市民の意向把握の手段として最低限「総合計画基本構想の見直しに係るアンケート調査」を想定していますが、「総合計画基本構想」の担当課との調整等が必要となりますが、仕様書にとらわれない創意工夫の視点で提案をいただくことも可能です。
質疑4	「総合計画基本構想の見直しに係るアンケート調査」の調査票に、本業務として必要な設問を取り込んでいただくことは可能でしょうか。	回答4	担当課との調整等が必要となりますが、基本的に可能です。
質疑5	検討部会及び都市計画審議会の支援内容に「議事録の作成」が含まれていませんが、貴市が作成するとの理解でよいですか。(庁内会議には含まれています)	回答5	都市計画審議会の議事録作成は市で行いますが、検討部会の議事録の作成は委託に含むものとします。
質疑6	委員謝金が必要な場合、委員謝金はコンサルの負担外ですか。コンサルの負担が必要な場合は、想定される謝金対象人数と謝金の目安額(市の基準、慣例等)をご教示ください。	回答6	謝礼金の負担は市で行います。